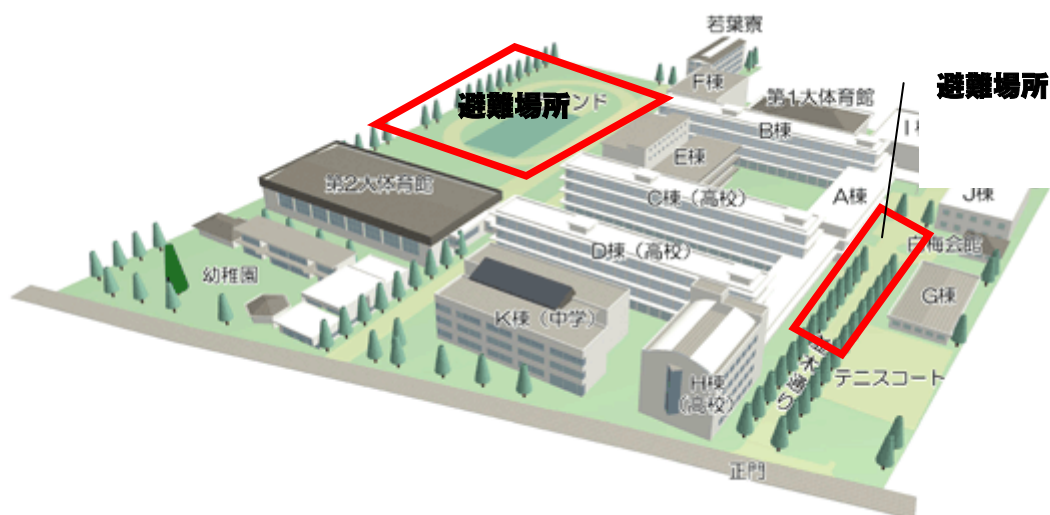


地震災害発生時の避難場所について

白梅学園大学 白梅学園短期大学

地震災害発生時の避難場所は「グランド側」と「並木通り側」となります。
地震災害発生時には各自の安全を確保し、避難誘導指示に従って落ち着いて避難をして下さい。



本学では、地震災害発生時の防災計画について次のように定めています。

白梅学園大学・短期大学地震防災計画

第1条 この計画は地震その他の災害から学生および教職員の生命の安全を守り、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2条 第1条の目的を達成するために地震災害対策委員会を設ける。委員会の構成は別表Ⅰのとおりとする。

第3条 委員会のもとに地震防災隊をつくる。地震防災隊の構成は別表Ⅱのとおりとする。

第4条 地震防災隊の任務の基準は次のとおりとする。

- ・隊長（学長）は、隊の総轄を行う。
- ・副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在または事故あるときは、その職務を行う。
- ・隊長、副隊長ともに不在または事故あるときは、各部科責任者で在籍した者が隊長の職務を行う。

（指揮は副学長、学部長、学生部長、教務部長、企画調整部長、学生課長、教務課長、企画調整室長の順で優先すること）

第5条 防災隊には次の班を置く。

- ・通報連絡班：大学・短大部局における通報連絡ならびに学園防災本部への報告を行う。
- ・消火班：注水、消火器具等による初期消火を行う。
- ・誘導班：避難者の誘導を行う。
- ・非常収納班：重要書類の収納、保管、搬出を行う。
- ・救護班：負傷者の応急措置を行う。
- ・用度班：災害時における必要な物品の調達、保管及び防災用資材機器の維持保管を行う。

第6条 平素からの準備及び訓練は次の通りとする。

1. 平素から定期的に防災教育と訓練を行う。
 - 1)学生ハンドブック・・・学生ハンドブックに非常時の注意を明記する。
 - 2)入学時・・・災害ガイダンスを行う。
 - 3)定期的教育及び訓練・・・教職員及び学生を対象として毎年1回以上防災訓練を行う。（救急法を含む）
2. 地震に際しての準備として次のことを行う。
 - 1)火気使用設備及び校具備品等の転倒落下を防止する等の検査を行う。
 - 2)消火器、消火栓、プロパンガスボンベ等の安全点検を行う。
 - 3)ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、医薬品、飲料水、非常食等の準備と点検を行う。

第7条 地震警戒発令の場合は次によるものとする。

1. ただちに大学・短大防災対策本部を学長室（Ⅰ棟13教室）に設置する。大学・短大防災対策本部は、地震災害対策委員会の委員をもって構成する
2. 全面休講とする。
 - 1)登校途中である場合は、すぐ帰路につくこと。
 - 2)在宅時の場合は、登校を見合わせる事。

3. 在校時の場合は、即時帰宅を原則とする。帰宅不可能な学生は人員確認し、大学が適切な処置を講ずる。

第8条 地震発生の場合は、次によるものとする。

1. 隊長を中心に大学・短大防災隊本部を設置して情報を集め、明確な指示及び的確な指揮をすること。
2. 教職員は隊長の指示に従い、学生は教職員の指示により行動すること。
3. 学生は取り敢えず、机等つぶれないものの下に頭部を保護し第一波のおさまるのを待つこと。
4. 戸外への避難は、状況による。指示を待つて慎重に行うこと。
5. 火気使用中は先ずこれを消し室内の元栓を止めること。
6. 急病者及び負傷者の救護のため救護所を設け、救護態勢にはいること。
7. デマにまどわされず、確実な情報により行動すること。

附則 1. 本計画は2011年6月2日より改正施行する。(地震災害対策委員会)

2. 別表Ⅰ、Ⅱについては毎年4月1日に改訂をする。